

「無線局免許手続規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集ーラジオのギャップフィルターに関する制度整備ー」への意見募集で寄せられた御意見に対する考え方

○ 意見募集期間 : 平成 28 年 4 月 29 日 (金) ~平成 28 年 6 月 2 日 (木)

○ 提出意見総数 : 4 件

	頂いた御意見	御意見に対する考え方	反映の有無
1	<p>現在の政府が進める政策には反対いたします。(要約) (2件)</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>本件改正案の内容に対する具体的な反対の理由は明らかではありませんが、本件は、FM ラジオ放送 (FM 補完中継局を含む) の放送区域に発生する小規模な難聴地域を解消するためのラジオのギャップフィルターの導入に関する技術的条件について制度整備を行ったところ、これを踏まえ、免許申請の審査基準等を整備するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令等を制定するものです。</p>	無し
3	<p>この度のラジオのギャップフィルターに関する制度整備は、ラジオの難聴解消を飛躍的に進化させる革新的な新技術で、今後の発展に大いに期待するところです。</p> <p>一方、このギャップフィルターをより有効に機能させるため、別紙3「平成16年総務省告示第860号(無線局免許に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄に記載するためのコード表を定める件)の一部を改正する告示 新旧対照条文の中の局種別審査基準 第4条2(6)ウ、第4条2(7)ウ他で示されましたギャップフィルターの対象となる地域"放送区域"を"放送対象地域"まで広げていただけますよう強く要望いたします。</p> <p>全国3番目という広大な面積を持つ福島県は、その広さに加え山と川が入り組んだ複雑な地形から多くのラジオ難聴地域・ラジオ不感地域が残されています。その中でも県土面積のおよそ1/4、3,211km²という大きな面積を占める南会津地域、奥会津地域は、急峻で複雑に入り組んだ山々に囲まれ、AM・FM共に民放ラジオの難聴地帯(放送区域外)となっており、</p>	<p>電波法関係審査基準におけるギャップフィルターの置局可能な範囲について、中波放送の再放送と超短波放送の再放送で同等とすべきとの御意見については、今後の参考意見として承ります。</p>	無し

そのラジオ不感地帯の面積は神奈川県は総面積 2,416 km²をはるかに上回ります。このエリアを従来の中継局方式でカバーしようとする十数局の中継局が必要となり、整備を実現することは極めて困難です。

これらの地域では、携帯電話のサービスエリア拡大に加え、情報通信格差解消のための国の交付金を活用した光ファイバー網の整備が進められ、インターネットの接続環境は都市部とくらべても遜色が無い程改善されてきました。しかし、ネット環境は整備されたものの、過疎化・高齢化が進む 南会津地域、奥会津地域では、「ネットではなくテレビやラジオから情報を取得したい」、「ラジコではだめだ。山仕事や畑仕事をしながらポケットラジオでラジオを聞きたい」という要望が度々寄せられています。

この度制度化されますラジオのギャップフィラーは、ダークファイバーを使用して同期放送で 最大8局を収容しうる画期的な装置で、上述のように川沿い・街道沿いに点在する山間の集落のラジオ難聴解消には極めて有効なシステムです。情報通信格差解消のために整備された光ファイバー網を利用すれば、県内ラジオ社全てのプログラムを平等に放送しうる可能性が高く、住民の皆さんが他の市町村と同様に格差なく多くのラジオメディアに接触できるようになります。同様に、福島県内では、東京電力福島第一原子力発電所で避難を余儀なくされた双葉郡などの避難区域をはじめ、会津地方以外にも、情報通信格差解消の目的で光ファイバー網が整備された地域が数多くあります。そしてこれらの地域も前述の南会津地方・奥会津地方同様に、高齢化、過疎、復興、帰還促進、防災情報の伝達といった様々な課題を抱えており、ラジオの難聴解消はその課題解決の一助となるはずです。

更に、テレビの受信障害対策中継局は、自治体や団体が設置主体となる

	<p>場合も多く、ラジオのギャップファイラーもそうしたニーズが少なくは無いと思われま。局種別審査基準ではAMラジオ社の補完中継局と超短波放送を行う基幹放送局の要件が異なっていますが、ラジオのギャップファイラー開設を目指す自治体や団体の皆さんが望むのは、他の市町村と同様に格差なく様々なラジオメディアを聴取したいという情報通信格差解消が目的ではないでしょうか？このラジオのギャップファイラーの制度が、放送事業者だけでなく、開設を目指す自治体や団体にもより有効な難聴解消の手段となるよう、AM社にもFM社にも同等に“放送区域”でなく”放送対象地域”でも運用しうる制度としていただき、災害時のファーストインフォーマーというラジオの最大使命を果たしたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【㈱ラジオ福島】</p>		
4	<p>ラジオギャップファイラーの制度化には賛成致します。</p> <p>いわき市においては平成24年度に中継局を整備させていただきましたが、中山間地域に点在する世帯で、いまだ難聴地域が存在しています。また、有事の際の移動体での避難を考慮し、市内幹線道路や高速道路の難聴エリアに対してもギャップファイラーが有効と考えます。聴取世帯への情報格差解消とともに、ギャップファイラーの円滑な制度化を切に希望いたします。</p> <p>また、免許を受ける際の設備条件ですが、簡易に制度化されれば非常に有効になると思いますので、ぜひ制度化のご検討を宜しくお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【㈱いわき市民コミュニティ放送】</p>	<p>本件改正案への賛成意見として承ります。</p> <p>ラジオのギャップファイラーの設備条件については、空中線電力の許容偏差の緩和、設備の維持に係る技術基準の適用除外により、FM放送局の中継局に比べ簡易なものとなっております。</p>	無し